

答 申 第 5 2 号
平成 27 年 10 月 2 日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 27 年 6 月 22 日付け諮問第 2 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人あての実施機関からの文書の決裁書本文に書かれた「案」について、本庁文書管理規程第 23 条に基づく「起案理由、法令の根拠規定」が記述された文書

第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は、妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 27 年 4 月 7 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成 27 年 4 月 13 日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件非公開決定」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 27 年 6 月 15 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件非公開決定を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、異議申立人あての実施機関からの文書（平成 27 年 3 月 2 日付け教教第 3016 号）の決裁書本文に書かれた「案」について、本庁文書管理規程（昭和 61 年兵庫県教育長訓令第 3 号）第 23 条に基づく「起案理由、法令の根拠規定」が記述された文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

5 諮問

平成 27 年 6 月 22 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件非公開決定を取り消して、本件対象公文書を公開することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 異議申立人あての実施機関からの文書(平成27年3月2日付け教教第3016号。以下「教教第3016号文書」という。)の決裁書本文に書かれた「案」について、本庁文書管理規程に基づく「起案理由、法令の根拠規定」に関する文書を実施機関が明らかにしないことは、次の点で違法又は不当である。

ア 異議申立人は、異議申立人が申請した「平成26年12月18日、19日分の承認研修申請」及び「平成27年1月14日、15日分の承認研修申請」について校長による「不承認処分」があったことから、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づき、当該「不承認処分」の「処分の事由を記載した説明書の交付」を平成27年2月13日付け書面で請求した。

イ 異議申立人の当該請求に対して、実施機関から平成27年3月2日付けで異議申立人に「地方公務員法第49条に規定する不利益処分ではないため、説明書の交付事由に該当しない旨回答します。」と記載された文書(教教第3016号文書)の送付があった。

ウ 異議申立人は、地方公務員法第49条第2項に「職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。」と規定されているにもかかわらず、実施機関が「地方公務員法第49条に規定する不利益処分ではない」ことをもって、事実上、当該説明書を交付しなかったことから、教教第3016号文書の決裁書などを公文書公開請求した。

エ 公開された教教第3016号文書の決裁書には、「標記のことについて、案により請求者あて通知します。」との文言のみ記載され、その「案」が全く不明であった。そのため、教教第3016号文書の決裁書の「案」について、本庁文書管理規程第23条に基づく「起案理由、法令の根拠規定」に関する文書(本件対象公文書)について本件公開請求をしたところ、異議申立人の請求する公文書は不存在であるとして本件非公

開決定がなされた。

オ しかしながら、本件非公開決定において、本件対象公文書が不存在であるということは、教教第 3016 号文書の決裁書が、本庁文書管理規程第 23 条に照らし、どのような「起案理由」の下、どのような「法的根拠規定」に基づいて、実施機関の文書として発出され、異議申立人が請求を行った「処分の事由を記載した説明書」が不交付（処分）となったのが不明であることを実施機関自らが証明するものである。

(2) 実施機関が「処分の事由を記載した説明書」を交付しないこと、また当該説明書を交付しない旨又は交付しない理由を文書で明確にしないことは、次の点で違法又は不当なことである。

ア 地方公務員関係法令実務辞典によると、「職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対し処分説明書の交付を請求することができる。任命権者が当該処分を不利益処分と認めず、処分説明書を交付しない場合において、職員が不利益処分であると判断した場合には、処分説明書の交付を請求することが認められている。職員から処分説明書の交付請求を受けた任命権者は、その日から 15 日以内に処分説明書を交付しなければならない。」と解説されている。

イ したがって、実施機関が、法的根拠を示して、なぜ不利益処分に該当しないのかの説明を行わず、職員から処分説明書の交付請求を受けた任命権者がその日から 15 日以内に処分説明書を交付しなければならないにもかかわらず、そうしなかったのは、地方公務員法第 49 条に照らし、明らかに違法の行政行為である。

第 4 実施機関の説明要旨

1 説明の趣旨

実施機関の行った本件非公開決定は妥当であるとの答申を求める。

2 本件非公開決定の理由

実施機関の本件非公開決定の理由は、次のとおり要約される。

(1) 異議申立人の「平成 26 年 12 月 18 日、19 日分の承認研修申請」及び「平成 27 年 1 月 14 日、15 日分の承認研修申請」は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項に基づき職務専念義務を免除されて行う研修（以下「職専免研修」という。）である。

異議申立人は、職専免研修を校長が不承認とすることは、地方公務員法に定める不利益処分であるとし、異議申立人の上記職専免研修に係る

同法第 49 条第 2 項の「処分の事由を記載した説明書」の交付を実施機関に請求し、これを実施機関が交付しなかったことを違法と主張している。

- (2) しかし、職専免研修は、所属長である校長が教員からあらかじめ提出された研修計画書をもとに、①授業及び校務運営上に支障はないか、②研修内容は適当か、③研修の実施態様は適切か等を勘案し、その内容を審査した上で承認の可否を決定するものである。このように職専免研修の承認の可否は服務監督権者である校長の権限に基づくものであるから、職専免研修の不承認は任命権者による処分ではなく、職員の身分関係に変動をもたらすものではない。
- (3) 行政事例（昭和 35 年 10 月 14 日自治丁公発第 61 号）では、服務監督権者による専従休暇の不承認という行為は任命権者による処分ではないことを示しており、この事例と同じく服務監督権者である校長が職専免研修を不承認とすることは、職専免研修の承認の可否について裁量権を持つ校長の服務監督権者としての措置であると実施機関では解している。
- (4) したがって、異議申立人の職専免研修を校長が不承認とした措置は、地方公務員法第 49 条の不利益処分ではないと実施機関では解している。そのため、異議申立人の地方公務員法第 49 条第 2 項に基づく請求について、実施機関は教教第 3016 号文書の決裁書に添付された案文で「地方公務員法第 49 条に規定する不利益処分ではないため、説明書の交付事由に該当しない旨」の理由を記載し、決裁書を作成しているので、本庁文書管理規程に反しているものではない。
- (5) 以上のとおり、実施機関の行った本件非公開決定には、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第 5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の存否について

- (1) 異議申立人は、本件対象公文書が法令に基づき存在していなければならないものであるにもかかわらず、実施機関が本件対象公文書を作成することなく、「公文書の不存在」を理由として、本件非公開決定を行ったことを不服としている。

これに対して、実施機関は、本件対象公文書の作成が法令により実施機関に課せられておらず、実際に作成もしていないと説明する。

- (2) そこで検討すると、実施機関の説明は、職専免研修の不承認が地方公

務員法第 49 条の不利益処分に当たらないという長年の法令解釈のもと、実施機関は実際に教教第 3016 号文書の案文以外に本件対象公文書を作成せず、保有していないとするものであるから、本件対象公文書が存在しないという説明に不自然、不合理な点は見いだされない。

よって、実施機関が本件対象公文書について、条例第 10 条第 2 項の「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして本件非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

2 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 27 年 6 月 22 日	・ 諮問書の受領
平成 27 年 7 月 8 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 27 年 7 月 22 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 27 年 7 月 23 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 27 年 7 月 28 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 27 年 7 月 29 日 第 2 部会 (第 39 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 9 月 18 日 第 2 部会 (第 40 回)	・ 審議
平成 27 年 10 月 2 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久
委 員 後 藤 玲 子
委 員 桜 間 裕 章
委 員 福 井 義 三
委 員 前 田 雅 子